

令和5年産米の需要に応じた生産に向けた対応について（案）

【令和5年産米の需要に応じた生産に係る推進方針(令和4年12月21日策定)】

県・地域農業再生協議会は、需要に応じた生産が図られるよう、以下の事項に重点的に取り組む。

- ・ 農業者の作付計画策定前に、集荷業者・団体と需給動向及び各地域の作付目標を共有する
- ・ 認定方針作成者の活動支援、作付状況の把握及び需要の裏付けの精査等を通じ、地域の作付目標の実現に努める
- ・ 的確な情報提供及び国の令和4年度補正事業や産地交付金などの効果的活用も含め農業者が取り組みやすい環境の整備に努める

《 県協議会の取組 》

1 地域農業再生協議会への働きかけ

(1) 関係団体が一体となった国補正事業等の活用推進

非主食用米や大豆等の転換作物の令和5年産における定着及び拡大に向けて、国事業「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」等の最大限の活用を推進

(2) 県生産目標の実現に向けた地域農業再生協議会への働きかけの強化及び適切な産地交付金の使途の設定

県生産目標に沿った作付けとなるよう地域農業再生協議会への働きかけを強化し産地交付金の配分額を確保するとともに、限られた予算を最大限有効に活用するため、既存の支援内容・単価を点検し、非主食用米等の定着のための適切な支援となるよう誘導

(3) 管内の認定方針作成者の取組状況の把握と需要に応じた生産の推進

認定方針作成者に対して、需要に応じた生産計画となっているか取組状況を把握するとともに、需要に応じた生産計画を超える主食用米の作付けが見込まれる場合は、(1)、(2)の支援策等を活用した転換を推進

2 令和5年産米等の作付計画等の状況把握

地域農業再生協議会を対象に、水稻生産動向や用途別生産数量等を調査するとともに、地域の生産目標に沿った作付けとなっているか検証

3 情報提供

- 非主食用米等への取組推進チラシの発行
- 新潟米マンスリーレポート、D I 調査の継続実施